

死刑執行に対する会長談話

昨日、福岡の拘置所において1名の死刑が執行された。第2次安倍内閣発足以降、17回目、合計39人目の死刑執行となった。昨年には7月に2度、12月に1度、合計15人に死刑が執行されたが、これに対して当会を含めた多数の弁護士会及び日本弁護士連合会が抗議する声明を発表した。それにもかかわらず、本年8月の2名の死刑執行に続き、死刑が執行されたことは、極めて遺憾であり、当会は、この死刑執行に対して強く抗議する。

日本弁護士連合会は、2016年10月、第59回人権擁護大会において「死刑廃止を含む刑罰制度全体の改革を求める宣言」を採択し、2020年までに死刑制度の廃止を目指すべきと宣言した。この宣言の核心は、死刑が生命を剥奪するという刑罰であり、国家による重大かつ深刻な人権侵害であるという点にある。当会も、死刑は人間の生命を奪う不可逆的な刑罰であり、誤判の場合には取り返しがつかないとして、死刑制度を廃止するよう求めてきた。

国際社会では死刑廃止に向かう潮流が主流であり、OECD加盟国で、死刑を国家として統一して執行し続けているのは日本だけである。そのため、人道的な観点から、国連人権理事会やEU等から重大な懸念が示されているところである。

確かに、犯罪により奪われた命は二度と戻ってこない。このような犯罪は決して許されず、被害者遺族が厳罰を望むことは自然な感情である。しかし、罪を犯した者の多くは、家庭、教育等の様々な要因から犯罪に至っており、刑罰は犯罪への応報にとどまらず、罪を犯した者の更生に資するものでなければならない。それが再犯を防ぎ、社会全体の安全に寄与するからである。同時に、犯罪被害者・遺族に対する支援制度は未だ不十分であり、その改善・向上は、重要な課題として、全力で取り組んでいかなければならない。

当会は、今回の死刑執行に対し改めて強く抗議するとともに、直ちに死刑執行を停止した上で、2020年までに死刑制度の廃止を目指すべきことを求めるものである。

2019年（令和元年）12月27日

千葉県弁護士会

会 長 小 見 山 大